

太田市消防団互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の相互共済及び福利増進を図るため、太田市消防団互助会に対し太田市消防団互助会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、太田市消防団互助会が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費のうち、事業費、共済費及び事務費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内を基準とし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた太田市消防団互助会は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた太田市消防団互助会については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。